

利用上の注意

1 集計の目的

卸・小売業について、商業統計調査と時系列比較を行うため、平成 24 年経済センサス-活動調査(基幹統計調査)の結果のうち、卸・小売事業所について集計することを目的としています。

2 集計の対象

「卸売業・小売業」に格付けられた事業所のうち、管理・補助的経済活動のみを行う事業所ではなく、産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所について集計しました。

3 集計の対象期間および期日

平成 23 年(2011 年)1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの 1 年間について、平成 24 年(2012 年)2 月 1 日現在で実施した結果を集計しました。

なお、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項については、平成 24 年(2012 年)2 月 1 日現在のものです。

4 主な用語の説明

(1) 事業所(商業事業所)

原則として一定の場所(一区画)を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいいます。

(2) 卸売業

①小売業者または他の卸売業者に商品を販売する事業所、②産業用使用者に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所、③主として業務用に使用される商品を販売する事業所、④製造業の会社が別の場所で経営している自己製品の卸売事業所、⑤商品を卸売しかつ同種商品の修理を行う事業所、⑥代理商・仲立業などの業務を行う事業所をいいます。

(3) 小売業

①個人または家庭用消費者のために商品を販売する事業所、②産業用使用者に少量または少額に商品を販売する事業所、③商品を販売しかつ同種商品の修理を行う事業所、④製造小売事業所、⑤ガソリンスタンド、⑥主として無店舗販売を行う事業所で主として個人または家庭用消費者に販売する事業所、⑦別経営の事業所(会社などの中にある売店等)などの業務を行う事業所をいいます。

(4) 従業者

「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいいます。

(5) 就業者

従業者に「臨時雇用者」および「他からの派遣従業者」を合わせ「他への派遣従業者」を除いたものをいいます。

(6) 年間商品販売額

平成 23 年 1 月から 12 月までの 1 年間の当該事業所における有体商品の販売額をいいます。

(7) 売場面積(小売業のみ)

事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積をいいます。

5 その他

(1)この統計表の数値は、滋賀県が独自集計したもので、経済産業省の公表数値と相違する場合があります。

(2)調査事項その他、平成 24 年経済センサス-活動調査の詳細は、経済産業省または総務省のホームページを御覧ください。

(3)統計表中の「-」は該当数値なし、「0」および「0.0」は四捨五入による単位未満を表しています。「X」は事業所数が1または2に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれが

あるため秘匿した箇所ですが、事業所数が3以上に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿しています。

- (4)「構成比」については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。
- (5)「売場面積」については、当該項目を調査していない牛乳小売業(宅配専門)、自動車小売業(新車・中古)、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンドおよび新聞小売業(宅配専門)の事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売等で売場面積の無い事業所を不詳としています。
- (6)「開店時刻・閉店時刻」および「営業時間階級」については、営業時間に関する項目について調査をしていない牛乳小売業(宅配専門)、新聞小売業(宅配専門)の事業所を不詳としています。
- (7)「売場面積1㎡当たり年間商品販売額」は、売場面積を持つ事業所についてのみ算出しています。
- (8)「従業者1人当たり年間商品販売額」、「就業者1人当たり年間商品販売額」は、「パート・アルバイト等」の従業者について8時間換算したものをを用いて算出しています。
- (9)業態別(小売業)の数値は、次の業態区分の定義に従って再集計したものです。

①百貨店・総合スーパー

- ・衣、食、住にわたる各種商品を小売りし、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にあること
- ・従業者が50人以上であること

②専門スーパー

- ・セルフ方式を採用していること(売場面積の50%以上)
- ・衣、食、住のいずれかの商品を小売りし、いずれかが小売販売額の70%以上であること
- ・売場面積が250㎡以上であること

③ホームセンター

- ・住関連スーパーのうち、金物、荒物、種・種苗の合計が小売販売額の0%を超え70%未満であること

④コンビニエンスストア

- ・セルフ方式を採用していること(売場面積の50%以上)
- ・飲食料品を扱っていること
- ・売場面積が30㎡以上250㎡未満であること
- ・営業時間が14時間以上であること

⑤広義ドラッグストア

- ・セルフ方式を採用していること(売場面積の50%以上)
- ・ドラッグストアに格付された事業所であること、または医薬品・化粧品を小売販売額全体の25%以上取扱いかつ一般医薬品を扱っていること

⑥その他のスーパー

- ・①～⑤以外のセルフ店

⑦家電大型専門店

- ・機械器具小売業または電気事務機械器具小売業に格付けされた事業所であること
- ・売場面積が500㎡以上であること

⑧無店舗販売

- ・訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機による販売の合計が小売販売額の100%であること
- ・売場面積が0㎡であること

- (10)地域区分は次のとおりです。

大津・南部地域 : 大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市
甲賀地域 : 甲賀市、湖南市
東近江地域 : 近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町
湖東地域 : 彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
湖北地域 : 長浜市、米原市
高島地域 : 高島市